

(様式第4号)

第5回 塩田地域協議会 会議概要

1 審議会名	塩田地域協議会
2 日時	平成28年8月18日(木) 午後1時30分から午後3時5分まで
3 会場	塩田公民館 大ホール
4 出席者	山極会長、山部副会長、阿部委員、伊藤委員、尾崎委員、工藤委員、甲田委員、小林委員、坂田委員、高野委員、竹内(榮)委員、竹内(弘)委員、竹下委員、龍野委員、西川委員、早坂委員、林委員、本間委員、増澤委員
5 市側出席者	北沢センター長、土屋地域振興政策幹、堀内センター長補佐、佐藤主査 森林整備課 高見澤課長、宮沢課長補佐、斎藤担当幹、横林主査 (県)上小地方事務所林務課 井上課長、関川課長補佐、武田技師
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	2人 記者 無
8 会議概要作成年月日	平成28年8月23日

協 議 事 項 等

1 開会(山部副会長)

2 あいさつ(山極会長)

3 協議事項

(1)地域の課題研究について

「松くい虫防除対策」について(担当課 長野県上小地方事務所林務課、上田市森林整備課)

・長野県上小地方事務所林務課、市森林整備課から現状や対策について説明があり、その後意見交換を行う。

(会長)質問や意見等があればお出しいただきたい。

(委員)標高が高いマツタケの山、守るべき松林は急傾斜地が多く、伐倒駆除が追いついていない状況である。空中散布が中止される中、住民だけで樹幹注入等により守っていくのは難しいと思う。

(委員)松くい虫の被害木が景観を害しているが、対策についてどのように考えているのか。

(林務課)生きている木は造林のための補助金があるが、枯れた木は対象になっていない。現在、国に支援が受けられないか提案している。こうした中、枯れた木については木質バイオマスの利活用を推進しているが、結果がでていない状況である。

(森林整備課)塩田地区は観光客が多いので、景観対策について検討していきたい。

(委員)今後の方針として「『守るべき松林』をさらに絞り込み、確実な防除対策を進める。」としているが、確実な防除対策とは何か。また、樹幹注入を行えば、何年間枯れなかったというようなデータはあるのか。樹幹注入を行っていても毎年数本は枯れてしまう。

(森林整備課) 今後の方針にある「 確実な 」というのは、先端地等で松くい被害木を伐倒くん蒸することにより守るべき松林を確実に防除するということである。樹幹注入の効果であるが、市の公園等の松において樹幹注入を行っており、昨年のデータであるが、武石公園での樹幹注入による松の生存率は 94% であった。また、樹幹注入した木には、実施した年がわかるように表示して観察している。

住民の皆さんが樹幹注入する際にも実施した年を認識できるシール、番号を配布させていただくので効果的な対策をお願いしたい。

(委員) 既に倒れている被害木でくん蒸処理していないものは、マツノザイセンチュウはどのくらい生存するものなのか。

(林務課) 本日資料を持ち合わせていないので答えられない。

(委員) 枯れて赤くなっている被害木を伐採しないのは、マツノザイセンチュウやマツノマダラカミキリが存在せず、松くい被害が拡大しないということか。

(林務課) 白くなった木には、マツノザイセンチュウはいないと思われる。葉が赤いものはマツノマダラカミキリが産卵のために狙う可能性があり、マツノザイセンチュウもいる可能性がある。

(委員) 木のどの程度の乾燥 (水分) 状態でマツノザイセンチュウは生きていられるのか。

(林務課) 聞いたところによると割り箸や鉛筆の中にもセンチュウの類がいると言われている。

(委員) マツノザイセンチュウがいる枯れた木を放置することは、松くい虫被害を拡大することになるのではないか。

(林務課) そのとおり。枯れた木は守るべき松林から全て除去する必要がある。そのため、守るべき松林の周辺の松林 2 キロ四方にある枯れた木は伐採すれば被害は防ぐことができる。

(委員) 市は空中散布をしないという方針で地上薬剤散布に切り替えているが、健康被害を訴えている方から地上散布に関しては何かないのか。

(林務課) 空中散布及び地上散布の薬剤は同じものを使っている。空中から散布するか、下から散布するかの違い。地上薬剤散布に対しても健康被害に対して御意見を言われる方は注目をしているが、現在のところ苦情等の話は無い。

(森林整備課) 健康被害を訴えている方には、毎年地上散布に対して情報提供を行なっている。

(委員) 地上薬剤散布は散布できる場所が限られているし、飛ばす高さにも限度がある。空中散布と同じ薬剤を実際に地上散布で使っているのなら 1000m 近い山は空中散布を行ってもよいので

はないか。

(森林整備課) これまで空中散布を実施していた区域について空中散布中止に伴い、その区域内の代替策として地上薬剤散布に切り替えたということを御理解いただきたい。

(委員) 空中散布を中止したのは健康被害を訴えている一部の方に配慮したものと聞いているが、高い山であれば、人家の近くの山とは異なり、健康被害もあまり考えられないのではないかと思う。高い山の守るべき松林を守るには空中散布は必要である。

(森林整備課) 健康被害を訴えて市民へのアンケート調査を行った佐久総合病院から「健康被害の原因であることが疑われる」として中止の要請が出され、「空中散布と健康被害との因果関係が否定できない」「市民への不安をぬぐいきれない」ことから市としては「市民の健康を重視すべき」と判断して空中散布を当面行わないこととしている。

(委員) 空中散布を実施している市町村もあるので、守るべき松林を守るためにも健康被害を訴えている方に対して空中散布の必要性など説明し、御理解いただくよう努めていただきたい。

(委員) 市や県では空中散布に反対されている方を説得するのにしっかりとした根拠を持って説明してきたのか。空中散布賛成の方と反対の方との話し合いを持つべきではないか。

(林務課) 空中散布を実施する場合、県として健康被害を訴えている方にも想定したルール、見解はある。一番は市町村が実施するかしないか決断していただく必要がある。千曲市では、昨年空中散布に対する苦情が多く寄せられ、職員もその対応等で困ぱいし、空中散布を中止したと聞いている。

(委員) 松が赤くなりかけている時点では被害を受けている松かわからないので伐採できないと言われるが、地元の間人は日頃から松林を見ているから異変がわかる。被害が拡大する恐れもあるので、松くい虫被害の疑わしい松があればその時点で直ちに伐採していただきたい。

(2) 専門委員会について (事務局)

- ・ 前回決定した4つの専門委員会 (「地域振興」に関する委員会、 「地域福祉・教育」に関する委員会、 「環境保全」に関する委員会、 「地域の安全・安心」に関する委員会) 別の委員名簿を配布。

- ・ 次回開催までに正副委員長、研究テーマを決めて、事務局に報告するよう依頼。

(3) その他

- ・ わがまち魅力アップ応援事業 第3回募集 (募集期間 : 8月29日 (月) ~ 9月9日 (金)) について報告 (事務局)

4 その他

- ・次回日程など事務連絡（事務局）

5 閉会